

埼玉県商店街振興組合指導事業費補助金交付要綱

平成3年7月24日決裁

(趣旨)

第1条 県は、中小小売商業の活性化を推進するため、商店街振興組合指導事業を実施する埼玉県商店街振興組合連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 指導事業
- (2) 商店街近代化講習会開催事業
- (3) 商店街活性化推進調査・研究事業
- (4) 商店街青年部・女性部活性化推進事業
- (5) 後継者養成研修事業
- (6) タウンマネージャー養成研修派遣事業
- (7) 情報提供事業
- (8) 組織化推進事業
- (9) 中小商業活性化支援事業
- (10) 中心市街地等広域商店街活性化事業
- (11) 全県一斉商店街まつり促進事業
- (12) SAITAMA商店街ツアー促進事業
- (13) 環境にやさしい商店街応援事業
- (14) SDGs推進商店街応援事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条の事業を実施するのに要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、知事が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出時期は知事が別に定めるものとし、その提出部数は、（正副）2部とする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類は添付を要しない。

4 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 会員名簿

5 連合会は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定通知書の様式）

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は様式第2号のとおりとする。

2 知事は、交付決定に当たり、前条第5項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第5項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、前条第5条ただし書きによる交付申請がなされたものについて、補助金の額の確定時点において消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した時点で、知事が当該地方消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとなる旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条に規定する申請の取下げの期間は、交付決定通知書を受領した日から10日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げを行おうとするときは、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

（計画の変更等の承認）

第8条 連合会は、次の各号の1に掲げる場合には、あらかじめ様式第4号による計画変更等の承認申請書1部を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を著しく変更しようとする場合

(2) 補助対象となる経費の配分を著しく変更しようとする場合

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 連合会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号 に

よる申請書1部を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(事故届出書の提出)

第10条 連合会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第6号による事故届出書1部を知事に提出し、書面によりその指示を受けなければならない。

(状況報告書)

第11条 連合会は、9月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第7号による状況報告書1部を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出時期は、補助事業の完了後30日又は会計年度終了日のいずれか早い時期(ただし、第9条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から10日以内)とし、その提出部数は(正副)2部とする。

3 第5条第5項ただし書きにより交付申請した場合は、第1項の実績報告を提出するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第13条 連合会は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第9号による補助金概算払請求書1部を知事に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第14条 規則第14条の補助金の確定通知は、様式第10号により行う。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 連合会は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第12条第3項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)等を様式第11号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第16条 連合会は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年度の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から施行する。